

福岡県

Fukuoka Prefecture
Transportation
Information
No.1791

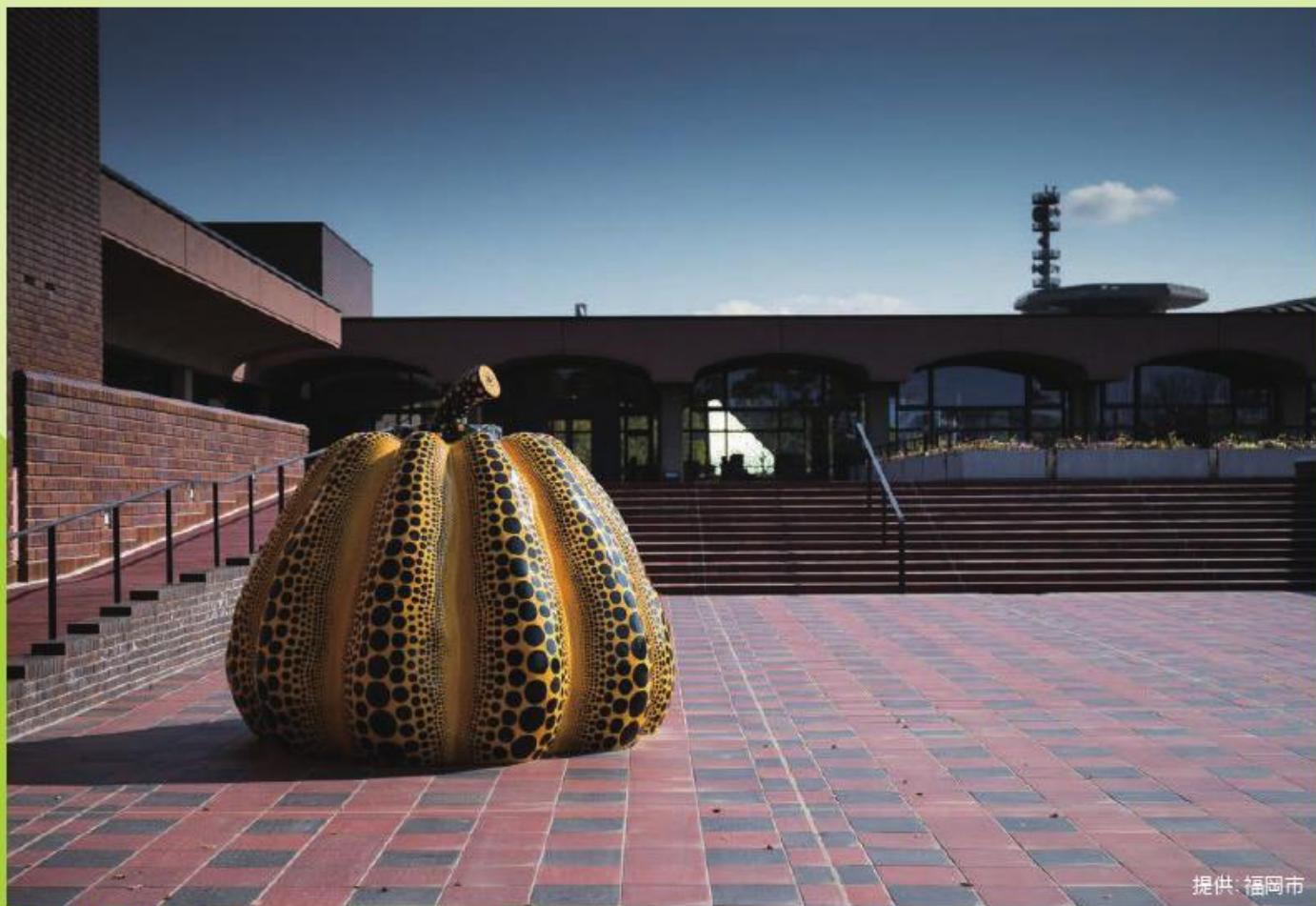
輸送情報

2019.6/28

福岡県輸送情報 No.1791
(毎月2回 第2・第4金曜日発行)
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



提供:福岡市

福岡市美術館(福岡市中央区)

No.1791 今号のTOP NEWS!

TOP NEWS 1 第7回定期総会 開催状況

TOP NEWS 2 令和元年度グリーン経営講習会 開催状況



提供:福岡市

福岡県輸送情報

FUKUOKA Prefecture Transportation Information No.1791

1791号・令和元年6月28日発行

都会の喧騒を忘れさせる市民のオアシス「大濠公園」。その中にある「福岡市美術館」が2年半にわたる大規模改修を終え、今年の3月にリニューアルオープンしました。誰もが入りやすい、「より開かれた美術館」を掲げ、快適で気軽に楽しめる空間として、大濠公園側から1階への新たな入口とカフェが設けられたほか、キッズスペースが新設されるなど、大きく進化しています。

C O N T E N T S

● TopNews1 第7回定時総会 開催状況	1~3
● TopNews2 令和元年度グリーン経営講習会 開催状況	4
● TOPICS 福岡県総合防災訓練を実施	5
● 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について	5
● 夏季の省エネルギー対策について	6
● 事業報告書・事業実績報告書は運輸支局へ提出を！	6
● 中小企業退職金共済制度	7
● 会員だより「新規会員のご紹介」	8
● 行事日程	8

編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

e-mail jouhou1@hearty.or.jp

TOP



NEWS-1

第7回定期総会 開催状況

新執行部、令和の時代へ漕ぎ出す

安定的な人材確保と「働き方改革」への適切な対応を

福岡県トラック協会(眞鍋博俊会長)は、6月12日(水)、福岡市博多区のホテル日航福岡にて第7回定期総会を開催しました。

わが国の経済は、平成31年1月、戦後最長の景気拡大期間を記録しましたが、自然災害や世界経済の影響による企業収益の下振れや今年10月に予定されている消費税の引き上げを背景に、不透明な状況となっています。

こうした状況において、安倍政権は昨年7月に「働き方改革関連法案」を成立させ、トラック業界では、構造的な労働力不足をはじめ様々な経営課題を抱える中、働き方改革への対応と共に、労働環境改善に向けた取り組みが求められています。

そこで当協会では、昨年度に引き続き、業界の魅力をPRするための広報活動を積極的に推進すると共に、安定的な人材確保、経営環境改善に向け、「働き方改革に向けたアクションプラン」に基づく諸施策の推進、改正貨物自動車運送事業法の周知徹底を柱として、各種取り組みを展開していく方針を掲げています。

平成30年度の収支決算は審議の上承認され、30年度事業報告、令和元年度の事業計画・収支予算も確認されました。また、任期満了に伴う役員の改選が行われ、会長に眞鍋博俊氏が再任されました。

●議長に小野田氏

総会は、正会員総数2,073名中、出席者346名、委任状1,067名、合計1,413名で過半数を超え、成立しました。総会に先立ち、平成30年度の総会以降に逝去された故人に黙祷が捧げられました。中嶋利文副会長が開会の言葉を述べ、総会がスタート。議長を筑豊支部の小野田一生支部長、副議長を筑後支部の猪口武利支部長が務め、議事録署名人には福岡支部の加藤幸一理事、筑豊支部の藤田五男理事が指名されました。



(左:猪口副議長、右:小野田議長)

●眞鍋会長挨拶

標準的運賃告示制度を荷主への交渉の基準に

眞鍋会長は冒頭の挨拶で、働き方改革について「深刻なドライバー不足の中、令和6年から時間外労働上限規制が適用される。短期間で長時間労働是正に向けた具体的な対策を講じる必要がある」と述べ、改善基準告示についても、「改正が予定されており、長距離輸送を行う九州の事業者の意見が反映されるよう努力したい」旨を語りました。

また、昨年末臨時国会で成立した改正貨物自動車運送事業法について触れ、「特に標準的運賃の告示制度は、適正運賃収受のための荷主への交渉の基準となると言つても過言ではない」と強調し、国交省等によるアンケート調査への協力を呼びかけました。さらに、当協会独自の事故防止活動、環境対策事業、「TRUCK PRIDE」による広報活動、人材確保事業等を積極的に推進していく意向を語りました。



(眞鍋会長)

●平成30年度総括

若年労働者確保に向けた活動を展開

構造的な労働力不足の深刻化をふまえ、業界のイメージアップと社会的地位向上のため「モノを動かさないや明日はない TRUCK PRIDE」をコミュニケーションフレーズとしたイメージソングと動画を活用し、JR博多駅前広場でのイベントをはじめ、業界の魅力をPRする広報活動を展開しました。

また、高校新卒者的人材確保促進、及び次世代を担う子どもたちへのPRのため、高校での物流出前授業、小学校での「社会科物流交流授業」を実施。人材確保対策の一環として、当協会が団体割引等の契約を結んだ施設等で割引の優遇措置が受けられる会員福利厚生事業も新たに開始しました。

加えて、「働き方改革」への対応のためのアクションプラン等周知セミナー、適正な労務管理意識の啓発を目的とした労働セミナー等も実施。このほか適正化事業、事故防止対策、環境対策事業、税制・法制に関する要望等、各種活動を積極的に展開しました。

緊急救援物資輸送拠点整備については、「緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会」を設置し、福岡地区のセンター建設に関する協議検討を開始しました。平成30年7月に発生した西日本豪雨の際には、緊急救援物資の輸送を行いました。

なお30年度は、当協会の70周年記念事業を実施し、記念史を制作しました。

(次の頁に続きます→)

●令和元年度事業計画

8つの重点事業を展開 効果的な業界PR、働き方改革への対応を推進

令和元年度は、「トラック運送業界のイメージアップと社会的地位向上に向けた効果的な広報活動の推進」「安定的な労働力確保と定着に向けた取り組みの推進」「長時間労働・取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた諸施策の推進」「改正貨物自動車運送事業法への対応及び標準運送約款の浸透による適正な運賃・料金収受の推進」等、8つの重点推進事項を掲げ、健全な事業経営に向けた環境づくりに取り組む方針です。

具体的な施策としては、JR博多駅前広場での「TRUCK PRIDEサマーフェスティバル」の開催、ホームページによる情報発信、会員事業所のリクルート対策に向けた特設webサイトの作成等、業界の魅力をアピールすると共に人材確保の促進を図ります。

また、改正貨物自動車運送事業法の周知徹底に向けたセミナーを実施すると共に、改正標準貨物自動車運送約款に伴う適正な運賃・料金の収受について、荷主への理解・協力を求めていく方針です。事故防止については、「信号を守ろう」を呼びかける当協会独自の啓発活動や適性診断受診等を促進し、労災防止や環境対策についても予算を拡大して積極的に事業を推進する計画が示されました。

なお「緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会」での協議も継続し、福岡地区のセンター建設について検討する予定です。

●令和元年度予算

安全運転、労災防止対策を強化

令和元年度の事業活動に係る予算総額は、1,043,979,563円で、一般事業187,467,263円、研修会館等事業18,764,610円、交付金事業834,484,565円、基金運用事業7,377,400円を計上しました。

事故防止対策事業では、適性診断における初任診断の助成単価を増額して受診機会を増やすと共に、ドライバー等安全運転研修の実施回数も増やし、会員事業所における安全運行確保を推進します。

また、突発性運転不能障害疾患予防対策助成において、1人当たりの助成額を引き上げると共に、SASスクリーニング検査や脳ドッグにおける助成枠を拡大し、労働災害防止対策の強化も図ります。

環境対策事業においては、環境対応型ディーゼル車導入助成について、1台あたりの助成額を引き上げると共に、「トラックの森事業」の費用を計上し、環境・省エネの推進強化と当協会の活動のPRに努めます。

●役員改選

会長は眞鍋氏再任、新副会長に久富氏

任期満了に伴う役員改選が行われ、推薦された役員46名が承認されました。理事による互選の結果、会長に眞鍋博俊氏が再任され、副会長として中嶋利文氏、三村彰一氏、二又茂明氏が留任、新たに久富啓充氏が就任しました。眞鍋会長は、「今年度の事業計画は盛りだくさんで、8つの重点課題があります。新しい理事の皆さんと執行部で汗をかきたいと思います」と挨拶を述べました。

また、役員を退任する増田康雄氏に花束が贈呈され、増田氏が退任の挨拶を述べました。



(退任の挨拶を行う増田氏)

●表彰式

総会においてすべての審議が終了したあと、平成30年無事故運動表彰(221事業所)、全日本トラック協会表彰規程による表彰(運転者3名)、全日本トラック協会「正しい運転・明るい輸送運動」表彰(従業員4名・2事業所)、福岡県トラック協会表彰規程による表彰(事業役員4名・従業員67名・団体職員6名)が行われました。各表彰の代表者に、福岡県警察本部の福原隆交通部長、福岡運輸支局の坂本正弘支局長、眞鍋会長から表彰状や記念品が渡されました。



(表彰式の様子)



●来賓挨拶

本総会に臨席した来賓を代表して、次の5名の方々が祝辞を述べました。最後に三村彰一副会長の挨拶をもって会は終了しました。

・福岡運輸支局 支局長 坂本正弘氏

昨年12月に貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が成立しました。規制の適正化をはじめとする4項目の改正法案ですが、今後は関係する政令や省令、通達の改正を行い、順次施行される予定です。平成29年11月には、標準貨物自動車運送約款が改正されました。必要な手続きをまだ行っていない事業者の方々は、手続きをお願いします。国交省では運転者不足への対応のため、ホワイト物流推進運動を展開しており、荷主企業に対しても、運び方改革に向けた運動への参加を要請しています。荷主企業には、運送事業者の法令遵守への対応をはじめ自主行動宣言を公表し、実施することで参加していただきます。今後この運動が大手企業以外にも広がることを期待しています。



(坂本 運輸支局長)

・福岡労働局 局長 岩崎修氏

道路貨物運送業における労働災害発生件数は増加しており、墜落、転落など荷役作業時の災害防止が課題となっています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



(岩崎 労働局長)

昨年7月、働き方改革関連法案が公布され、本年4月から順次施行されています。長時間労働是正については、取引環境・労働条件改善地方協議会がガイドラインを策定し、今後はそれに沿った整備を実施したいと思います。時間外労働の上限規制については、2024年3月まで適用が猶予されていますが、それまでの間に魅力ある職場環境づくりに向けた取り組みを行うことが重要です。国交省と連携し、労働時間法制等の説明会等も実施する予定ですので、ご出席、ご協力をお願いいたします。

・福岡県商工部 副理事兼商工政策課長 永吉 豊氏(小川洋知事 代読)

トラック協会におかれでは、日頃よりトラック運送業界の発展と地域経済の振興に大きく貢献をいただいている。特に防災については、緊急時の救援物資輸送協力をはじめ、自主的な防災活動、県内各地における輸送センターの整備等に取り組まれ、地域、社会の安全、安心を支えていただいている。昨年7月の西日本豪雨災害の際にも、被災地に迅速に緊急救援物資を届けていただき、この場を借りてお礼を申し上げます。



(永吉 副理事)

本県の経済振興、地域活性化にとって重要なトラック運送業界の健全な発展のため、事業者の皆様を積極的に支援すると共に、協会の取組みに対しても応援をしてまいります。

・福岡県警察本部 交通部長 福原隆氏(高木勇人本部長 代理)

本県の事故発生件数、死者数、負傷者数は年々減少していますが、最近は、高齢ドライバーによる事故が続発しており、気を緩めず対策を実施していくたいと考えております。



(福原 交通部長)

事業用貨物自動車に関する事故は全体的には減少傾向ですが、死亡事故は14件で前年に比べ10件増加しました。このうち対歩行者の事故が6件であり、横断歩道手前での一時停止を徹底するなど、歩行者の安全に配慮した運転を推進する必要があります。皆さまにおかれでは、一般ドライバーの模範となるプロドライバーの育成に努めていただきたいと思います。飲酒運転による事故も増加傾向があり、撲滅に向けてご協力をお願いします。

・公益社団法人全日本トラック協会 理事長 横野龍二氏(坂本克己会長 代理)

昨年末、貨物自動車運送事業法の改正が決定しました。最近は、物流は大切なという社会的な理解が進んできていると思われます。こうした雰囲気を、今業界の最大の課題である人材確保につなげていく努力をしなければならないと思っております。改正法における4本柱を実行しながら、業界の中で違法行為をする事業者を戒め、荷主にも協力いただきドライバーがスムーズに仕事ができるような環境づくりをし、運賃の改定も行い、賃金として返していく、そういうことが今後は認められるようになってくると思われます。全ト協としてもその方向に向けて努力してまいります。



(横野 理事長)

TOP



NEWS-2

令和元年度グリーン経営講習会 開催状況

**目的を明確にして実践を。
自主的な取り組みが経営改善につながる。**

福岡県トラック協会(眞鍋博俊会長)は、6月3日(月)、福岡県トラック総合会館にて令和元年度グリーン経営講習会を開催しました。交通エコロジー・モビリティ財団審議役の吉川博之氏が「運輸事業におけるグリーン経営の推進」をテーマに講習を行いました。県内4地区の会員事業者から30名が参加しました。



はじめに吉川氏は、グリーン経営の目的について「環境保全は企業の社会的な責任である」「環境保全を通じて企業を強くする」と述べました。次に、わが国の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の営業用貨物車が占める割合は約3%であり、年々減ってはいるものの、地球温暖化は進んでおり、取り組みが必要である旨を示しました。ISO14001(環境マネジメントシステムに関する国際規格)の認証取得は、中小企業にとって負担が大きいが、グリーン経営ならば容易に取り組めると強調しました。

グリーン経営とは「環境に配慮した経営」であり、取り組むべき環境保全項目を具体的に示した「グリーン経営推進マニュアル」に従って、自社の経営規模に合わせて目標設定と評価を行い、CAPDサイクルを回すことで活動を自主的に継続していくものであると説明。まずは現状把握が重要なポイントとなるが、マニュアルは業種を特化して作られているため評価基準が既にあり、チェックリストに記入するだけで現状把握ができ、コンサルタントなしで容易に取り組めると述べました。

さらにチェックリストは、6つの大項目と18の小項目、具体的な取り組みのチェック項目全67項目から構成され、各チェック項目については、自社の取り組みのレベルを3段階で把握することができ、自己評価を基に自社の実態に合わせながら具体的な改善に取り組めるものであると説明。全67のチェック項目のうち、36項目の取り組みができるれば認証取得が可能であると強調しました。

続いて、グリーン経営の普及率は、国交省の目標1割に対し、2019年3月時点ではその半分に満たない程度であると説明。認証取得のメリットについて、改正エネルギー法に基づく告示で荷主の配慮事項としてグリーン経営認証取得事業者の選定が明記されていること、グリーン購入法の特定調達品目に輸配送が追加されたこと、国交省の低公害車普及促進対策補助制度の要件が緩和されること、低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の申請が簡便化されることなど、行政による様々な優遇措置が受けられる旨を説明しました。

また認証取得事業者へのアンケート調査結果では、約83%の事業者が効果として従業員の意識の向上をあげていることを示し、自主的な取り組み意欲の向上が、燃費向上、事故発生件数の減少など経営改善にもつながるという大きなメリットがある旨を説きました。

さらに、認証取得までの流れ、審査方法、費用などについて説明した後、認証取得事業者の声や体験などをまとめたDVDを放映しました。

後半は、グリーン経営推進マニュアルの解説を行いました。

第4章では、6つの大項目(「環境保全のための仕組み・体制の整備」「エコドライブの実施」「低公害車の導入」「自動車の点検・整備」「廃車・廃棄物の排出抑制・適正処理およびリサイクルの推進」「管理部門における環境保全の推進」)ごとに、取り組みのポイントと小項目が記され、小項目ごとにチェック項目の解説がまとめられています。

第6章では、申請書類書及びチェックリスト記入例、認証料金、定期審査・更新審査実施要領など、審査申請手続きについて詳しく解説されています。第7章では、各認証基準について、取り組みのポイントと具体的な取り組み事例、審査の視点における確認ポイント、そのために必要な書類などが詳しく記されています。

吉川氏は、7章を熟読して理解し、事例などを活用してほしいと述べ、予め書式などが準備されている支援ツール(CD)を紹介しました。最後に、書類づくりに労力を使うのではなく、グリーン経営の目的を明確にして、従業員に理解してもらい、意識を高め、実践してもらうことに汗をかいてほしいと語りました。

TOPICS 福岡県総合防災訓練を実施

福岡県は令和元年6月2日(日)広川会場(ローム・アポロ㈱グラウンド(八女郡広川町日吉))と、みやま市会場(みやま市消防本部訓練場(みやま市瀬高町小川))の2会場同時に「福岡県総合防災訓練」を実施しました。

今年は風水害及び地震により複数の市町村が被災したケースを想定し、「県災害時受援計画」に基づく被災自治体からの県への応援要請訓練、避難行動要支援者を含む地域住民の避難訓練や避難所運営訓練が行われ、防災関係機関約100機関、約1,300名が参加、車両約130台、航空機8機、船舶2機が出動しました。

福岡県トラック協会からは、福島貨物(下川道人社長・八女市)の車両1台と(有)アサヒポーター(安武永照社長・八女郡広川町)の車両1台、計2台のトラックが出動。「災害時における物資の供給に関する協定」及び「災害時における県民生活の安定に関する基本協定」に基づいた緊急物資搬送訓練に参加し、トラック協会の社会的役割をアピールしました。



お知らせ

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について ～国土交通省からのお知らせ～

今年に入り事業用トラックによる飲酒を伴う事故が10件発生しております。平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を搖るがす事態であります。

つきましては、飲酒運転を防止する取り組みとして、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用して頂くとともに、下記の事項について改めて周知徹底をお願い致します。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1)飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2)確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
- (3)運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

【参考】

- 「アルコール健康障害対策推進基本計画」(平成28年5月閣議決定)

IV 基本的施策

1. 教育の振興

(3)職場教育の推進

○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等で酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/johou/12200000Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/keikaku_1.pdf

- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/anzen_kisoku_kaisei20180604.html

- 飲酒運転防止対策マニュアル(全日本トラック協会)

http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/inshuunten_boushi_1808.pdf

お知らせ

夏季の省エネルギー対策について ～資源エネルギー庁からのお知らせ～

九州経済産業局を通じて、資源エネルギー庁より、エネルギー消費効率の改善を進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築き、さらに、地球温暖化の防止を促進するための省エネルギー対策の取り組みについて、下記の通り協力要請がありましたので、お知らせいたします。

●取組期間

令和元年6月から9月まで

●運輸関係の取組項目

(1)運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

(2)公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

(3)エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車(エコカー)の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

(4)エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等)の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用(VICS及びETC2.0サービスの活用等)等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

本取り組みの詳しい内容につきましては、経済産業省のホームページ

(<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190521005/20190521005.html>)をご覧下さい。

お知らせ

事業報告書・事業実績報告書は運輸支局へ提出を！

貨物自動車運送事業報告規則および貨物利用運送事業報告規則により、貨物自動車運送事業者や貨物利用運送事業者は、事業報告書(決算書に基づく報告書)および事業実績報告書の運輸支局への提出が義務付けられています。いずれの報告書も下記のとおり、千早分室へ提出されましたが、とりまとめて、福岡運輸支局へ提出します。

また、報告書の様式は県ト協ホームページ(<https://www.hearty.or.jp/>)からも、ダウンロードできます。

【提出期限】 ●事業報告書(決算書に基づく報告書)…決算後100日以内(3月末決算の事業者は7月10日まで)
 ●事業実績報告書…決算に関わらず7月10日まで

【提出部数】 事業報告書および事業実績報告書ともに、2部提出(うち事業者控え1部)

【提出方法】 持参または郵送

【提出先】 (公社)福岡県トラック協会 千早分室
 〒813-0044 福岡市東区千早3丁目9-23 福岡交通会館内
 TEL 092-671-0338

*郵送での提出で控えが必要な方は、必ず返信用封筒[A4サイズ=角型2号](宛名を書き、140円切手を貼ったもの)を同封して下さい。

お知らせ

中小企業退職金共済制度

事業主さん

国がバックアップする
退職金制度があること、
ご存知ですか？

それが、

中小企業退職金共済制度

1. 国の制度だから安心
しかも掛金の一部を国が助成します。

まず、特長はこの3つ

2. 社外積立てでラクラク管理
社外積立てなので手間がかりません。



3. 掛金は全額非課税で有利
手数料もかかりません。

さらに

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます。

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

お問合せもお気軽に



(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211



詳しくは
ホームページで

中退共

検索

会員だより 新規会員のご紹介

(有)トランスポート 福岡営業所 (福岡支部南福岡分会)

代表者 篠田 茂雄

筑紫野市針指南2丁目6-7
TEL 092-710-1180
【事業の種類】一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
[車両数]普通5両

(有)重松商店 (福岡支部西福岡分会)

代表者 重松 浩一

糸島市前原北4丁目16-46
TEL 092-324-8220
【事業の種類】一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通5両

(株)九北 (北九州支部若松分会)

代表者 池内 健

北九州市若松区二島1丁目2-26-505
TEL 093-981-5427
【事業の種類】一般貨物自動車運送事業
[車両数]小型5両

(株)泰恵産業 (筑豊支部毫飯山分会)

代表者 千代田 泰之

飯塚市内住383
TEL 0948-72-3151
【事業の種類】一般貨物自動車運送事業
[車両数]普通14両、けん引3両、荷けん引3両

Schedule 行事日程

(6月) 支部行事日程 (6月28日~7月11日まで)

29日(土) 北福岡分会 実務担当者交流会[19:00](八仙閣)

(7月)

5日(金)	福岡支部 持ち出し理事会[17:00](和数寄司会館)
10日(水)	西福岡分会 理事会[18:00](稚加榮)
10日(水)	西福岡分会 バスキャンペーン[14:30](姪浜駅北口)
10日(水)	東福岡分会 バスキャンペーン[10:00](福岡倉庫群)
11日(木)	南福岡分会 バスキャンペーン[10:00](Pポート甘木)

(6月) 県ト協行事日程 (6月28日~7月11日まで)

28日(金) 政策研究会 総代会[16:00](オリエンタルホテル福岡)

28日(金) 食料品部会通常総会[16:00](オリエンタルホテル福岡)

(7月)

8日(月) 福岡県トラック青年協議会総会[18:00](オリエンタルホテル福岡)

事業所で使用している家電4品目（家庭用機器）は、 家電リサイクル法の対象です！

- ◆エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆冷蔵庫・冷凍庫
- ◆洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目は、家庭用機器であれば、事業所で使用されている場合
(販賣物件やリース事業での使用を含む。) であっても、家電リサイクル法の対象です。

事業に伴い家電4品目を排出（廃棄）する場合には、家電リサイクル法等に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の排出（廃棄）に当たっては、原則として、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。



事業所で使用している家電4品目の排出（廃棄）方法（以下のいずれか）

- ①新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する
- ②処分する製品を購入した小売業者が分かる場合には、処分する製品を購入した小売業者に引取りを依頼する

上記①及び②の場合、小売業者には引取義務があります。家電リサイクル法上の小売業者とは、家電4品目の小売販売を職として行う者です（電材・住設販売店や工務店等であっても、左記に該当すれば小売業者となります。）。

- ③産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行い、又は排出者事業者自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す

上記③の場合、郵便局において家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）（機器1台につき1枚必要）を用いてリサイクル料金（機器の製造業者等ごとに定められている料金）の支払いを済ませてから指定引取場所に運搬を行ってください。

家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）の記入の仕方

<http://www.kaketsukkr.com/coupon/postoffice.html>

指定引取場所一覧（一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター）

<http://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>

・家電リサイクル券やリサイクル料金の支払い方法

・家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）を大量に使用する場合についての両替せ先

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター

0120-319440（午前9時～午後8時（日・祝休み））

- ④廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う

家電4品目の処分方法については、環境大臣告示により特別な処分方法が定められています。この方法により再生又は処分を行う産業廃棄物処分許可業者のみ、廃棄物処理法に基づく再生又は処分を行うことができます（したがって、他の産業廃棄物に家電4品目を混ぜて排出・処分することはできません。）。上記④の方法により処分を行う場合には、産業廃棄物の処分を行なう業者が当該告示の処分方法を満たしているか確認する必要があります。

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（環境大臣告示）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/hoho.html>

廃棄物ではないから大丈夫と思っていませんか？

家電4品目の廃棄物該当性については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日 都道府県・市町村宛て環境省通知）において、（リユース・リサイクル仕分け基準のガイドラインに照らして）「リユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の裸無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと」とされています。

有価物として譲渡しているつもりでも、その家電4品目は廃棄物に該当するかもしれません。上記通知を踏まえ、家電4品目が廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法・家電リサイクル法に基づいた扱いが必要です。

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合、指定引取場所までの運搬には産業廃棄物のマニフェストが必要です（廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う場合は、全般的な過程について産業廃棄物のマニフェストが必要です。）。

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合についてのイメージ



産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合のマニフェストについて

この場合、産業廃棄物のマニフェストが必要となるのは、指定引取場所までの収集運搬のみであることから、直行用（7枚綴）のマニフェストの場合、A票、B1票・B2票のみを使用します。したがって、指定引取場所やリサイクルプラントから写しの送付を受ける必要はありません。

産業廃棄物のマニフェストの記入内容については、一般的には以下のような例が多いですが、詳しくは都道府県等にお問い合わせください。

廃棄物の種類：金属くず及び廃プラスチック類の混合物（ブラウン管テレビにあっては、金属くず、廃プラスチック類及びガラスくずの混合物）

産業廃棄物の名称：特定家庭用機器廃棄物

産業廃棄物の荷姿：バラ

運搬受託者欄：収集運搬業者の情報を記入

運搬先の事業場欄：指定引取場所の名称及び所在地を記入

有寄物質等欄、処分方法欄、積替え又は保管の欄、処分受託者欄については、使用しないため、空欄のまま斜線を引く。

電子マニフェストについても、上記に準じて運用してください。処分業者及び最終処分業者は「報告不要者」となります。

事業所の解体工事に際して家電4品目を排出（廃棄）する場合は、所有者等において適切に処理してください

建築物の解体工事の際、当該建築物の所有者等が発した廃棄物は、解体工事の元請業者ではなく、当該建築物の所有者等に処理責任があります。このため、所有者等は、排出者として適切に処理していただく必要があります。

解体予定の建築物に家庭用エアコンなどの家電製品がある場合は、解体工事前に、この資料で案内している方法によって、所有者等により適切に廃棄してください。

建築物の解体時等における機器物の取扱いについて（環境省通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

家電4品目の排出事業者向けの、適正な排出方法案内サイトがオープンしました（平成31年4月）。

一般財団法人家電製品協会（家電リサイクル法上の指定法人）
家電4品目の排出事業者向け案内サイト

<https://www.kaikeitsukr.com/business/>



「NETI Journal」において
「80秒解説」記事が掲載されました。

「あなたの会社の家電、正しく処分
できている？」
<https://neti-journal.jp/p/260>

平成30年3月作成
平成30年5月、平成31年4月一部加筆



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

経済産業省商務情報政策局
情報産業課環境リサイクル室

環境省
Ministry of the Environment

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

引越し業者の皆様へ 家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となつたもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適切に製造業者等（指定引取場所）に引き渡す必要があります。
- ◆ このため、お客様（排出者）から廃家電4品目の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越し業者がとるべき適切な対応

① 引越し業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

▶ 消費者（排出者）からの引取義務

- 小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電4品目を引き取る義務があります。
 - ア. 自らが過去に小売販売をした廃家電4品目の引取りを求められたとき
 - イ. 対象機器の小売販売に際し、同様の対象機器に係る廃家電4品目の引取りを求められたとき
- ※ア・イ以外の場合であっても、廃家電4品目の引取りを行なうことが可能です。ただし、引取りを行った場合には、下記の引渡義務や管理票の交付・管理・保管等義務が発生します。

▶ 製造業者等への引渡義務

- 小売業者は、廃家電4品目を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所に運搬し、製造業者等（指定引取場所）に引き渡す義務があります。

- ① 自ら製品としてリユースする場合
 - ② 当該廃家電4品目を製品としてリユースする者（ex.消費者）に有償又は無償で譲渡する場合
 - ③ 当該廃家電4品目を製品としてリユース販売する者（ex.リユース業者）に有償又は無償で譲渡する場合
- ※③については、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

▶ このほか、収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む。）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務があります。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



環境省
Ministry of the Environment

②引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当しない場合

- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができる一定の場合を除き、引越業者は、廃家電4品目の運搬を行うことができません。引っ越し予定のお客様に対しては、前もって、家電4品目を処分する場合には、当該家電4品目を購入した小売業者などに依頼するか、小売業者に引取義務がない廃家電4品目については市区町村に相談するよう伝えてください。
※小売業者や市区町村の引取りは、引っ越しの日の直前に依頼されても対応できません。引っ越しを行うお客様には前もって廃家電4品目の処分の手配を行うよう伝えてください。
- なお、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者が、廃家電4品目の運搬を行うことができる場合とは、一般廃棄物収集運搬許可（事業所から排出される廃家電4品目については、産業廃棄物収集運搬許可）を有する場合などです。

③引っ越しを考えているお客様に対して、廃家電4品目の適正排出を依頼してください

【廃家電4品目については家電リサイクル法等に則した適正な排出を行うよう、引っ越しを考えているお客様に依頼してください。（引っ越しを行う消費者向け資料をご活用ください。）】

引越業者がしてはいけないこと

- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができない引越業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。また、廃家電4品目の収集運搬を行うことができる引越業者が、引き取った廃家電4品目を製造業者等（指定引取場所）に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



詳しくは、経済産業省・環境省が開催した
「引越業者向け家電リサイクル法等に関する説明会」
の資料を御覧ください。



https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html

福岡県環境保全施設等整備資金融資のご案内

☆融資対象の例☆

- ✓ 公害防止施設の増改修
- ✓ 特定フロン回収装置の購入
- ✓ ノンフロン製品の購入
- ✓ 低公害車（事業用）の購入
- ✓ 廃棄物の資源化・再利用施設の整備
- ✓ 公害による移転
- ✓ 地下水汚染の原因除去工事
- ✓ ISO14001認証取得
- ✓ 吹付けアスベストの飛散未然防止措置
- ✓ PCB廃棄物処理
- ✓ 土壌汚染対策の調査・汚染土壌除去

※詳細は中面をご覧ください

ご利用いただける方

- 中小企業者又は中小企業団体であるもの。
(医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人等を含む)
- 県内に工場又は事業所を有し、現に事業を営んでいるもの。
- 県の事業税を滞納していないもの。
- 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの。
- 許認可等が必要な業種の方は、その許認可等を取得していること。
- 環境関係法令、福岡県環境保全施設等整備資金融資制度要綱の各規定を遵守できる者。

融資までの流れ(概要)

※詳細は裏面をご覧ください



融資限度額
1企業
4,000万円
(千円単位)

融資利率
1.1%
※別途
信用保証料が必要

融資期間
10年以内
(融資額が1千万円未満
の場合は7年以内)
※うち返済期間
1年以内



融資対象



福岡県マスコットキャラクター
「エコトン」

※融資対象となる以下の資金の使途となる事業は県内においての実施であること。
融資実行前に、事業に着手（着工）していないこと。

●公害防止施設（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物）

- ・施設の老朽化等に伴う施設の増築・更新
- ・産業廃棄物焼却炉、浄化槽は新設の場合も含む

水銀大気排出基準適合のための
施設整備を行う場合も
対象になります。



●公害による移転の場合に必要な用地及び建物

- ・公害防止施設の設置、改造により公害を除去し難い場合の施設移転のための用地及び建物に要する費用
- ・移転後、移転前及び移転先の双方で公害が発生しないこと

●地下水汚染の原因を除去するための工事

- ・地下水汚染の原因である汚泥や廃油等を除去、運搬、処理等を行うための費用

●特定フロン等の回収装置

- ・特定フロン等の回収装置等の購入費及び回収装置設置場所の工事費



●ノンフロン製品 ←平成30年4月1日から適用開始

- ・ノンフロン製品の購入費（新規・買替え）及び設置工事等の導入費

●廃棄物の資源化・再生利用施設

- ・次の施設が対象
 - ア 登録廃棄物再生事業者が設置する廃棄物の資源化・再生利用施設等
 - イ 産業廃棄物の資源化・再生利用施設

●ISO14001認証取得

- ・ISO14001認証取得に係る審査登録機関への支払い経費等
- ・融資決定後3年以内に審査申請を行うこと

●事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買替え

- ・次の車両が対象（いずれも新車に限る）
 - ア 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車の購入
 - イ ディーゼル自動車（貨物自動車、バス）の最新規制適合車への買い替え（車両総重量が同程度のもの）



●吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置

- ・吹付けアスベスト、アスベストを含有する吹付け建築資材、アスベストを含有する断熱材・保溫材及び耐火被覆材の飛散の未然防止措置*を行うための費用
※未然防止措置とは、除去、改修工事の他、それに伴う試験、廃棄物処理、環境観測等を含む
- ・事前調査によりアスベストを確認した際に措置する場合は、事前調査費も融資対象
- ・建築物等の全解体は対象外

福岡県内の高濃度 PCB 廃棄物のうち
「安定器、汚染物等、3kg 未満の変圧器及びこれらの保管容器」の処分
期間は「平成 34 年 3月末まで」です。



●P C B 廃棄物の処理

- ・変圧器、コンデンサー、安定器を含む P C B 汚染物等の高濃度 P C B 廃棄物・
低濃度 PCB 廃棄物を処理する費用
(撤去費、運搬費等を含む)
- ・使用中の P C B を含む機器の処分に伴う代替機器の買替え費用

●土壤汚染対策のための土壤調査及び土壤汚染除去等の措置

- ・土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査、その他必要と認める調査で土壤汚染状況調査と同等の調査を行うための費用
- ・土壤汚染対策法により講ずる指示措置等（原位置封じ込め、土壤汚染の除去、盛土、鋪装等）、その他必要と認める措置で指示措置等と同等の措置を行うための費用

融資条件

●融資限度額 1 企業 4, 000 万円以内（千円単位）

●融資期間 10 年以内（融資額が 1,000 万円未満の場合は 7 年以内）

●融資利率 年 1. 1 %

利率を引下げました(旧 1.3%)。
平成 30 年 4 月 1 日から適用

●返済方法 元金均等月賦償還（千円単位）

返済期間のうち 1 年以内の据置が可能



●信用保証 福岡県信用保証協会の審査が必要

信用保証料率は、0.25%~1.9%

詳細は、福岡県信用保証協会（TEL 092-415-2609）へ
お問い合わせください。

●保証人 法人は代表者のみ

個人は不要

●担保 必要に応じて概する



融資のご利用手続き(流れ)

【申込～融資決定】

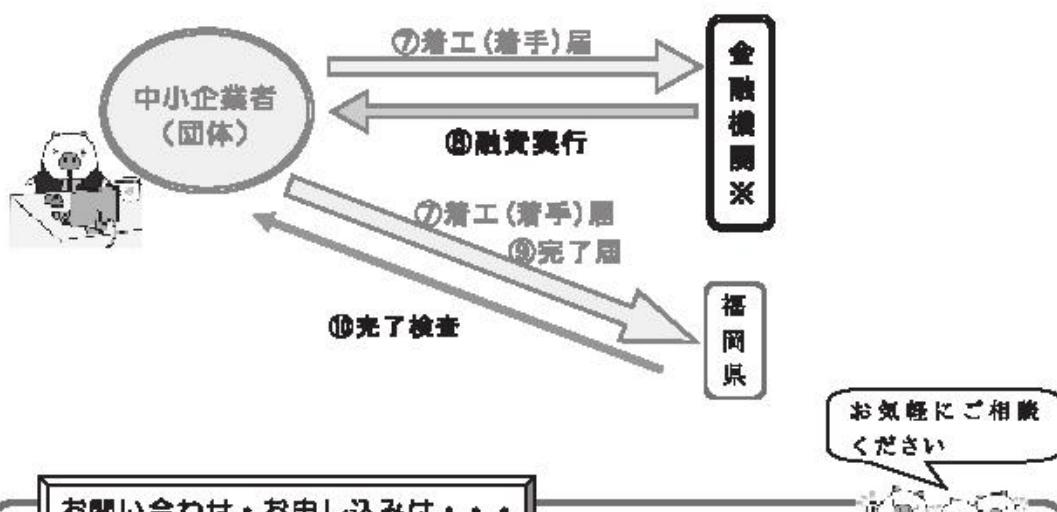
※融資取扱金融機関 … 福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行



- 「融資お申込み」から「融資決定」までに要する期間については、
お気軽にお問い合わせください。

【融資決定後～完了届】

※融資取扱金融機関 … 福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行



お問い合わせ・お申し込みは・・・

お気軽にお相談
ください

福岡県 環境部 循環型社会推進課 リサイクル係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 (福岡県庁南棟3階)
☎ 092-643-3372 FAX 092-643-3377
✉ recycle@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県 環境融資

検索



走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

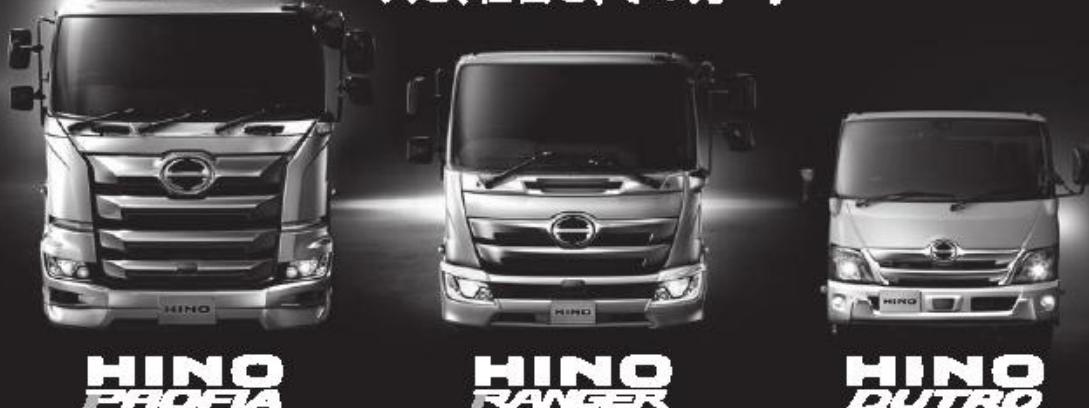


シートベルトをして、安全にやさしいエコドライブを。

三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-841-8188

人と、社会と、その先へ。



九州日野自動車株式会社

〒812-8583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26

TEL:092-841-1173 FAX:092-851-8815 <http://www.kyushu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】

令和元年8月版

過去の問題の解説と 実践模擬問題

税込価格2,592円

発行・発売元

(株)輸送文研社(柏林書房)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-13-3(ユニコムビル)

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

ホームページ <http://www.yuso-bunken.co.jp> (お申し込みも出来ます)

●パンフレットの内容及び価格は、おことわりなく変更することがあります。



10月9日は

「トラックの日」

公益社団法人 福岡県トラック協会

TEL(092)451-7878(代表)

FAX(092)472-6439・(092)451-7964

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

総務局・総務部

総務課:092-451-7841

総務局・経理部

経理課:092-451-7844

事業局・業務部

業務一課・二課:
092-451-7845

福岡県道正化事業実施機関
(輸送相談窓口)
092-451-7846

千早分室
092-671-0338
(FAX:092-672-4778)

UD TRUCKS

Quon

人を想い、先を駆ける。

人々の暮らしに密接に関わっているように、地域もまた人々の力に支えられています。UDトラックスは1955年の創立以来、常に社会の声に耳を傾け、ロジスティクスの未来に向かって時代の一歩先を走り続けてきました。進化した電子制御式オートマチックトランスミッション「ECDOT」やエコカー・シグネルなど、見えない力をあなたに。先進の安全・ブレーキシステムなど、見えない力をあなたに。運転中の疲労を軽減する機能の向上に貢献し、運転の省燃費性能を実現します。人を想い、先を駆ける新世代Quonと、一歩先を目指すUDトラックスに、どうぞご期待ください。

UDトラックス公式ホームページ udtrucks.jp で、新世代Quonの全てをお確かめください。

Being the Safe Mile.

ISUZU GIGA

走ろう、いっしょに。

☆☆☆
☆「5ツ星トラック」

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

〒812-0055 福岡県福岡市東区東城1-10-65
Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トラック運転手の命を守ること。すべての運転手がドライバーとして、
ISUZU GIGAの運転手として、
0120-119-119 144-1244 144-1744 電話番号:092-641-7744 <http://www.isuzu.jp> 人とのつながりを大切にエコドライブをめざします。

10月9日はトラックの日です。
福岡県トラック協会
<http://www.hearty.or.jp>

トラックは
生活と経済の
ライフライン。

STOP!!
飲酒運転

あなたをやめて、私たち「運転」がやります
運転免許法第10条第1項第2号